

## ふるさと納税

地方税の偏在、三位一体改革の影響が指摘される中、「ふるさと納税」構想が議論されてきた。総務省の研究会の報告書では、寄付金税制の拡充が示された。今後、税制改正議論が本格化する中で、具体的な制度設計などに注視していく必要がある。

### 1 地方税収

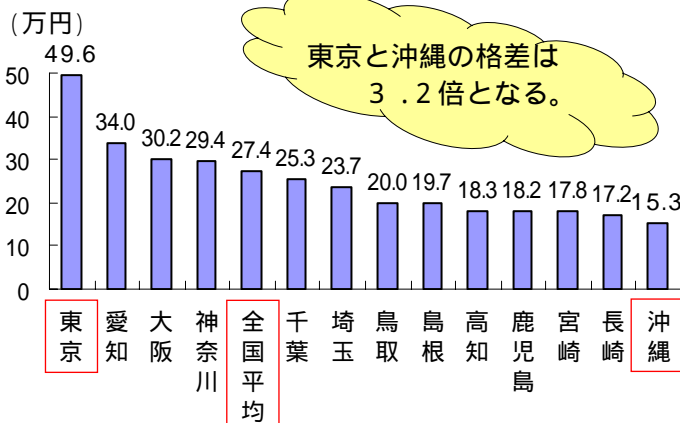
地方税は、都道府県と市区町村が課税しており、住民税、固定資産税、事業税、地方消費税などがある。

平成17年度決算ベースの都道府県別の人口一人当たりの地方税収額を見ると、最大の東京都は49.6万円、最小の沖縄県は15.3万円となっており、3.2倍の格差となっている(図1)。

これまでも、地方税の偏在が議論されており、地方消費税の導入や法人事業税の分割基準の見直しなどにより、平成元年度の5倍から、ここ数年の3倍前後での推移と、格差は縮小している(図2)。

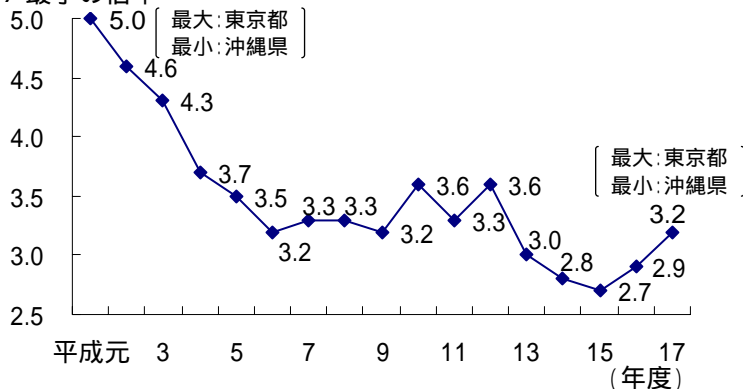
また、そもそも地方税が、地域の地理的、経済的、社会的環境による偏在が存在することを前提とし、地方公共団体の一定の行政水準を維持するために、地方交付税による調整が行われている。平成17年度における都道府県税収等収入等の人口一人当たりの一般財源を見ると、平均は約20万円である。地方交付税不交付団体の東京都は、平均程度にすぎない(図3)。

図1 人口一人当たり地方税収額(平成17年度)



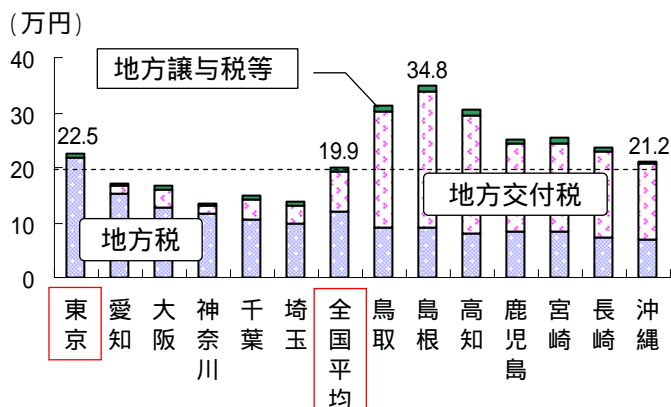
出所：総務省「平成19年度地方税に関する参考計数資料」

図2 人口一人当たり税収額の偏在度の推移(都道府県税) 最大/最小の倍率



出所：神奈川県「ふるさと納税制度について」

図3 人口一人当たり一般財源額(平成17年度都道府県税)



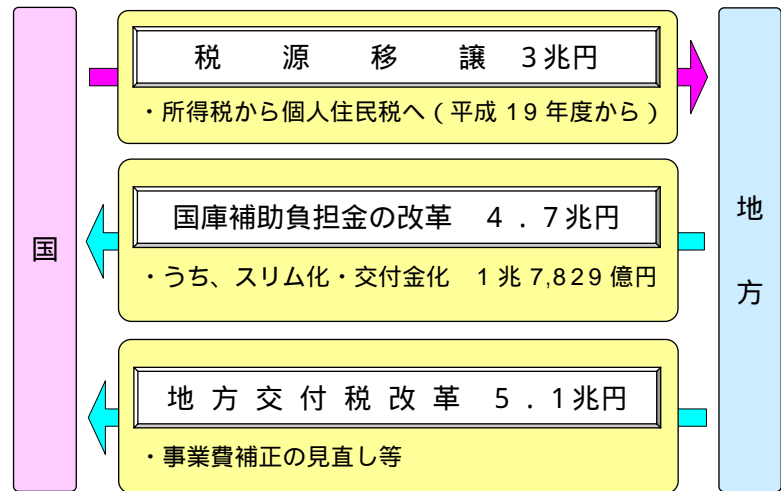
出所：総務省「平成19年度地方税に関する参考計数資料」

## 2 三位一体改革

平成16年度から18年度に渡って、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分を見直す、いわゆる「三位一体の改革」が実行された。

この間、地方から見ると国庫補助負担金が4.7兆円、地方交付税が5.1兆円と大幅に削減された。一方、税源移譲は、所得税から個人住民税への3兆円にとどまっている(図4)。

図4 三位一体改革の影響



三位一体の改革により、財政力の弱い自治体は、国庫補助負担金の削減に見合った税収増を確保できず、交付税削減の影響も大きいことなどから、財政力の格差が拡大したといわれている。

### 個人住民税とは？

地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担し合う性格の税であり、前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」と一定の所得以上が定額を負担する「均等割」で構成されている。

	所得割	均等割
	標準税率	標準税率(年額)
市区町村民税	6%	3,000円
都道府県民税	4%	1,000円
平成19年収入見込	約11兆9,000億円	約2,300億円

出所：総務省 ふるさと納税研究会 資料より作成

## 3 ふるさと納税

ふるさと納税構想は、平成19年5月、菅総務大臣(当時)が打ち出した。納税者が、個人住民税の一部をふるさとの地方自治体に納める仕組みであり、全国知事会での議論、都としての反論、4都府県のアピールなどが行われてきた。10月に、総務省に設置した研究会が、寄付金税制の進化したものとして報告書(4頁参照)をまとめた(表1)。

表1 これまでの経緯

国	都及び全国知事会
5月1日 菅総務大臣(当時)が、ふるさと納税構想を発表。	5月18日 全国知事会の「骨太の方針2007」に対する提言をめぐり東京、神奈川、愛知、大阪が反対。
6月1日 総務省が「ふるさと納税研究会」の初会合を開催。	6月1日 「大都市狙い撃ちの『財政力格差是正論』への反論」を発表。
6月19日 「骨太の方針2007」にふるさと納税の実現を盛り込む。	6月12日 4都府県(東京・神奈川・愛知・大阪)知事が、ふるさと納税導入反対の緊急アピールを国へ提出。 " 平成19年第2回定例会で「国・地方を通じた税財政制度の見直しに関する意見書」を可決、提出。
	7月12日 全国知事会で、知事の間賛否があるため、「第二期地方分権改革」への提言には盛り込まれず。
10月5日 ふるさと納税研究会報告書提出	

## 全国知事会

ふるさと納税制度や地方法人2税（住民税と事業税）の配分見直しなど、税収格差の是正策をめぐり議論が紛糾した。東京、神奈川、愛知、大阪が反対の立場を鮮明にし、「骨太の方針 2007」に対する提言には、ふるさと納税は地方交付税などのあり方と「一体的に議論すべきだ」と触れるにとどめた。

[ふるさと納税] 知事はこう見る（朝日新聞 平成19年5月19日より）

### 賛成

山形：基本的考え方には大賛成  
香川：格差是正の一手法として前向きな検討を  
宮崎：ハードルは多いが評価している。故郷への仕送りのようなもの

### 反対

東京：聞こえはいいが税体系としてナンセンス  
愛知：効果の有無や税制としての是非など慎重な議論が必要  
大阪：国から地方への税源移譲に悪影響が及ぶ

ふるさと納税制度による影響額試算 ～全国知事会地方税制小委員会 富山県試算資料～

個人住民税（平成17年度決算額）

（単位：億円）

都道府県民税	市町村民税	合計
24,419	56,986	81,405

出生地以外の場所に納税されている住民税額

（単位：億円）

納税場所	納税額
出生地	64,695
出生地以外	16,710
計	81,405

東京圏、名古屋圏、大阪圏では、13,522億円

「ふるさと納税」額の試算（納税額の1割をふるさと納税すると仮定）

[試算] 出生地以外に納税する住民全員

$$16,710 \text{ 億円} \times 10\% = \underline{1,671 \text{ 億円}}$$

[試算] 東京圏、名古屋圏、大阪圏に住み、出生地以外に納税する住民の1/10

$$13,522 \text{ 億円} \times 10\% \times 1/10 = \underline{135 \text{ 億円}}$$

## 東京都「大都市狙い撃ちの『財政力格差是正論』への反論」

平成19年6月、国の進める都市部の財源を吸い上げ地方に回す議論に対し、「大都市狙い撃ちの『財政力格差是正論』への反論」をまとめた。財政力格差について、歳入、歳出、行財政改革の面から分析した上で、国から地方への権限移譲とそれに見合う税源移譲、地方交付税を含む財政調整のあり方などの一体的な見直しが急務であるとしている。「ふるさと納税」の問題点としては、税制のあるべき姿を歪めるものとしている。

「大都市狙い撃ちの『財政力格差是正論』への反論」（抜粋）

地方自治体の「財政力」を税収のみに着目して議論するのは不適當。歳入、歳出、改革努力を合わせて考えるべき

### 歳入

地方税の偏在は、地方交付税制度によって調整されており、偏在自体も、長期的には縮小

### 歳出

首都東京には、大都市特有の財政需要が存在し、東京への投資は国全体の利益

### 改革努力

国や他の自治体に先じた行財政改革が、都財政の健全性回復に大きく寄与

地域間の税収の偏在是正を名目に、地方税の原則や地方分権改革に反するような税制の見直しを行うべきでない。

### 問題点

- ・法人二税の「配分」の見直し  
地方分権改革の流れに逆行するもの
- ・国税と地方税の税目交換  
法人二税の果たす役割を無視するもの
- ・「ふるさと納税」  
あるべき税の体系を歪めるもの  
受益に応じ負担する住民税の原則に反する  
そもそも「ふるさと」の定義が不明確

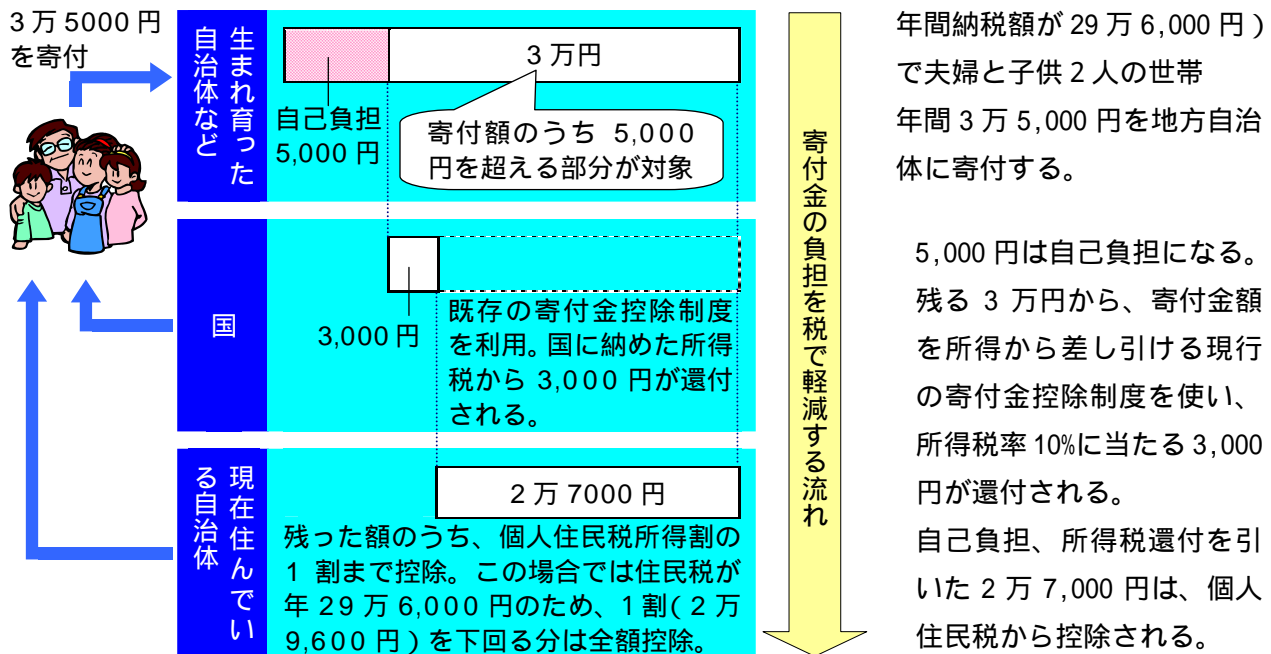
## 総務省ふるさと納税研究会報告書

平成19年10月、地方自治体への寄付金を個人住民税から税額控除する寄付金税制の拡充を柱とする報告書をまとめた。

### 「ふるさと納税研究会」報告書のポイント

- 「ふるさと」となる地方団体は限定しない。
- 都道府県及び市区町村の双方を対象とする。
- 応益、課税権などから税の分割でなく寄付金税制とする。
- 5,000円の適用下限額を超える金額を控除の対象とし、個人住民税所得割の1割を上限とする。
- 都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比(4:6)で控除
- 住民税は、税額控除方式とする。
- 所得税は、税額控除方式が望ましいが、現行寄付金控除制度維持の場合は、所得控除方式とする。
- 地方団体の説明努力

### 《ふるさと納税のイメージ》



### 現行の寄付金控除制度とは？

納税者が国や地方自治体、公益増進法人などに対し、寄付金を支出した場合には、一定の所得税控除を受けることができる。

[ 寄付金として控除できる金額 ]

住民税の所得控除額	所得税の所得控除額
寄付金の総額 又は 総所得金額等の25%の いずれか少ない額	寄付金の総額 又は 総所得金額等の40%の いずれか少ない額
- 10万円	- 5千円

## 4 今後の対応

地方税の偏在、三位一体改革に伴う財政力格差の拡大などが指摘される中、「ふるさと納税」構想が一つの方策として議論されてきた。総務省のふるさと納税研究会の報告書では、都が問題視した税の分割ではなく、寄付金税制の拡充が示された。今後、年末にかけて、税制改正議論が本格化する中で、具体的な制度設計などに注視していく必要がある。

また、制度が導入された場合には、都が寄付金を受けることも可能である。東京の魅力を発信する中で、行政の取組に理解を深める工夫が求められる。